

健康福祉委員会資料

(病院局関係)

1 平成26年第1回定例会提出予定議案の説明

(1) 議案第12号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 医療の質・患者サービスの向上のための人員確保(井田病院)

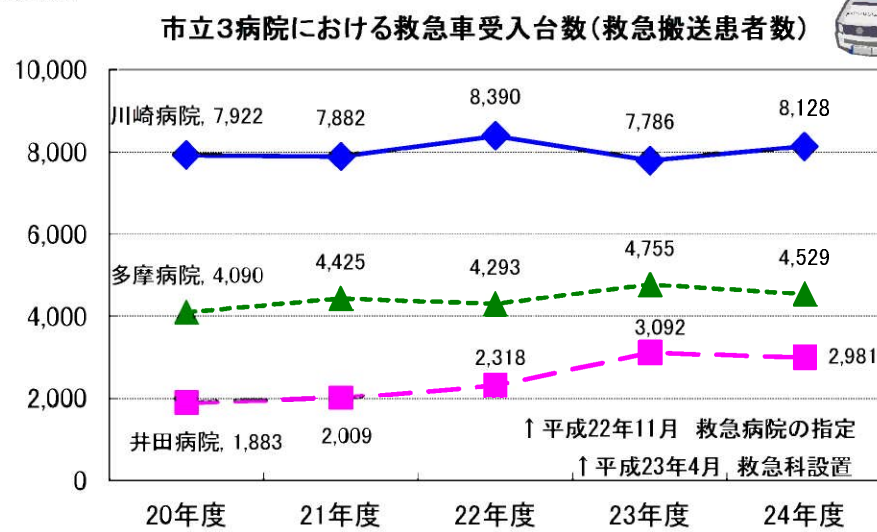
資料2 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例新旧
対照表

医療の質・患者サービスの向上のための人員確保（井田病院）

資料 1

1 救急機能強化への対応

<現状>



「重症以上傷病者に係る救急車の現場滞在時間30分以上の占める割合」
(川崎市消防局データ)

平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
16.4%	16.5%	15.9%	12.9%	11.5%
大都市内ワースト		順位公開されていない		

<目標>

- 二次救急医療の強化
- 市内救急搬送時間の短縮
- 救急車受入件数
2,981件(平成24年度)
↓
3,500件(平成26年度)

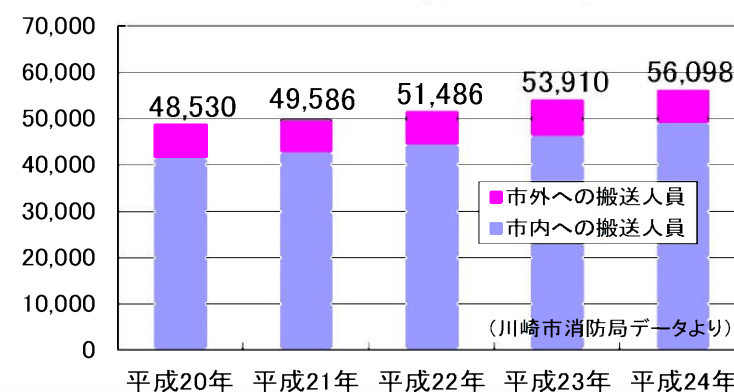
<取組>

- 救急専門医等の確保・育成
- 救急室の開設に伴う体制整備(平成26年度)
- 救急医療を担う若手医師を教育・指導する体制の整備
- 各科にわたる救急医療を総合的かつ効率的に運用する体制の整備

<定数増【26年度・27年度】>

- 医師(救急科部長) 1人(平成23年度措置)
 - 看護師(救急対応) 2人
 - 医療技術者(救急対応) 9人
- 宿日直勤務による対応
- ↓
- 二交代勤務制の導入
- ・ 薬剤師 3人
 - ・ 診療放射線技師 3人
 - ・ 臨床検査技師 3人

川崎市救急隊による救急搬送人員の推移



2 再編整備に伴う医療機能拡充への対応

<現状>

- 新病院一部開院(平成24年5月)
病床の一時的休止(352→292床) 看護師23人減
- 腎・泌尿器センター、呼吸器センター、消化器センターの運用開始(平成24年5月)
- 皮膚科、眼科、歯科口腔外科等の開設(平成24年5月)
- 外来化学療法室の拡充(5床→10床)(平成24年5月)

<目標>

- がん等の高度・特殊な医療の提供
- 成人疾患医療の強化
- 結核医療の充実
- 地域医療連携の推進

<取組>

- がんの検査・手術が可能な専門医師等の確保
- 全部開院時(平成26年度)における体制整備
- 地域連携協力体制の整備

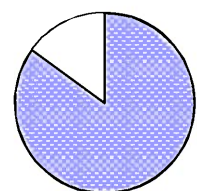
<定数増【26年度・27年度】>

- がん・成人疾患等の専門医師 5人
 - 看護師 41人
- ・ 病床再開(292→383床) 23人
 - ・ 夜勤拡充 16人
 - ・ 手術室増設(5→6室) 2人

3 より良質な看護サービスの提供(7対1看護配置基準の取得)

<現状>

- 県内公立病院(一般病床を持つ病院)
20病院中17病院が7対1実施



7対1 17病院
(85%)

<目標>

- 看護ケアの質の向上
- 新たな患者の受入(平均在院日数の縮減)
- 看護業務の負担軽減
- 看護師確保

(参考)川崎病院の状況
(平成24年11月に7対1看護配置基準取得)

看護ケアの質の向上			
	24年4~6月	25年4~6月	増△減
褥瘡発生数	84件	60件	△28.6%
転倒・転落件数	100件	85件	△15.0%
新たな患者の受入			
	23年度	24年度	増△減
入院患者実人数	14,005人	14,426人	421人
平均在院日数※	14.5日	12.8日	△1.7日
入院診療単価	52,330円	56,501円	4,171円

※一般病床における平均在院日数

<取組>

- 全部開院後の一般病床における7対1看護配置基準の取得(平成27年度)

<定数増【26年度・27年度】>

- 看護師 40人

市立病院の使命

継続的・安定的な医療の提供
患者本位の医療の提供

定数条例の改正が必要(97人増)



川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市病院局企業職員定数条例 平成16年12月22日条例第64号 改正 平成20年3月25日条例第2号 平成20年10月15日条例第37号 平成23年3月24日条例第10号 川崎市病院局企業職員定数条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、川崎市病院局企業職員（以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、1,373人以内とする。 (定数の配分) 第3条 前条の職員の定数の配分は、病院事業管理者が定める。 (定数外) 第4条 休職者、育児休業をしている職員、公益的法人等への派遣職員及び外国の地方公共団体の機関等への派遣職員の数は、職員の定数外とする。 2 前項に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員の数は、1年を超えない期間に限り、職員の定数外とすることができる。	○川崎市病院局企業職員定数条例 平成16年12月22日条例第64号 改正 平成20年3月25日条例第2号 平成20年10月15日条例第37号 平成23年3月24日条例第10号 川崎市病院局企業職員定数条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、川崎市病院局企業職員（以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、1,276人以内とする。 (定数の配分) 第3条 前条の職員の定数の配分は、病院事業管理者が定める。 (定数外) 第4条 休職者、育児休業をしている職員、公益的法人等への派遣職員及び外国の地方公共団体の機関等への派遣職員の数は、職員の定数外とする。 2 前項に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合は、当該職員の数は、1年を超えない期間に限り、職員の定数外とすることができる。